

神戸市市民福祉調査委員会

2023年度 第1回介護保険専門分科会

日時：2023年11月1日（水）午前10時～午後12時

場所：三宮研修センター 8階805号室

出席者：大和委員、澤田委員、前田委員、松岡委員、有本委員、久次米委員、西委員、西口委員、三代委員、宮内委員、伊賀委員、榎本委員、出上委員、大竹委員、小野委員、鹿野委員、佐々木委員、酒巻委員、武下委員、坂口委員、しらくに委員、なんの委員、やの委員

I 開会

II 定足数の確認

III 委員の紹介

IV 局長あいさつ

V 議題

【審議事項】

第9期介護保険事業計画案

○委員

土地が高いところに介護施設をつくると、建設費用がかかる。例えば、都市部から離れた農村部等の土地を市が借りて、そこに介護施設をつくるのはどうか。施設の建設費が安くなれば、その分介護職員の給料に少しでも還元できるのではないか。行政としてそのような進め方はできないのか。

○事務局

利用者からは比較的交通の便が良い都会にほしいというニーズがあることも事実であり、土地の確保には苦慮しているところである。実際に現在、公有地や学校の跡地等を比較的安価にお貸ししたり売却したりして建設していただき、イニシャルコストを抑

えながら施設を建設いただくような取組をしている。

○委員

医師会にも地域ケア会議への参加を呼び掛けているが、時間的・場所的な制約があり、なかなか参加しにくい。参加してもらえるような工夫として、どのようなことを考えているのか。

また、今後団塊の世代が高齢化し、就労人口が減少すること、また介護人材が不足してくることは予測されているが、そのような人口動態の中、総合事業はどうするのか。老人会等の地域の団体を活かしながらサービスを充実させるという話もあったと思う。

○事務局

地域ケア会議の参加については、あんしんすこやかセンターの職員が、個別ケースの対応で面識のある先生方と顔の見える関係づくりをして、参加を呼びかけたり、なるべく先生方の診察に差し障りのないような日時等での開催にしたりして工夫している。

総合事業については、要支援の方の介護予防の取組を推進することで、介護人材には、中重度要介護者への介護を特に担ってもらうようにと考えている。また、要支援の方が、介護予防に努め、地域のつどいの場等の担い手となれるように取り組んでいく。

○委員

市民が我が事として主体的に取り組んでいけるように介護保険制度を推進していくことは重要であるが、計画の目的に、皆が自立した生活を営むことができる社会、高齢者が社会の支え手として活動できる場を増やしていくとあるように、今回の計画の中には様々その視点が織り込まれている。

フレイル予防に関しても、高齢者の健康づくりや社会参加を促進する取組は非常に大事だと考えるが、予防の取組や、ハイリスクアプローチといった重症化予防に力を入れていくと目標にも書かれているので、具体的に取り組んでほしい。また、全体の表現について、何を目的にその施策をおこなうかをわかるようにした方がいいのではないかと。

○事務局

ご指摘のとおり、本計画については、市民の皆様にご理解いただく必要があると考えている。当事者意識を持っていただくためにはどのような表現が良いか、検討したい。

○委員

高齢者単身世帯は増加傾向にあり、施設への入所契約が困難なケースも多いと聞く。権利擁護のサービスとして、市民後見人の養成や成年後見制度利用支援事業を8期から継続実施するようだが、9期の登録者数が8期と同程度の見込みであるのは、事業として利用しづらいなど課題があるのではないかと。

また認知症対策として「神戸モデル」を推進しているが、キーパーソンが認知症の場合の対応が大変難しいと聞く。一度サービスを提供する側の視点に立って、制度を見直してはどうか。「認知症の方が日常生活、社会生活を送る上での障壁を減らす取組の推進が必要」とあるが、もう少し掘り下げて検討してはどうか。

○事務局

ご指摘のとおり、成年後見制度は使いづらいというご意見をお聞きすることがある。判断能力が低下している方に対して、成年後見人や保佐人、補助人をたてるために、家庭裁判所に申し立てを行うのだが、審判には2～3か月程度の時間がかかるほか、一度たてれば事情が無い限り外すことができないなど、制度的にハードルは高い。そのため、成年後見支援センターを設けて丁寧に寄り添いながら様々なご相談に応じるなど、必要な方に制度を利用していただけるよう取り組んでいる。また、成年後見人への報酬も年間20～30万円と高額であり、報酬が支払えない方に対して報酬を助成する制度を設けているところ。

今後高齢者や認知症の方、判断能力が低下している方がどんどん増えていくと見込んでおり、我々もこれらの制度をしっかりと充実させて対応してまいりたい。

併せて、国でも制度の改正について検討していると聞いている。民法改正が必要にな

るので時間を要すると思われるが、国の動きを注視していきたい。

○事務局

ご指摘のキーパーソンが認知症の場合について、大変難しい問題だと承知している。認知症基本法では認知症当事者を重視して取り組むことについて示されているので、そういう形で取組を進めたいと考えている。

○委員

介護保険料について、神戸市では現段階で試算しているのか。

○事務局

内部で保険料の試算はおこなっているが、保険料に影響する介護報酬改定や介護保険制度改正の結論が国においてでていないため、対外的にお示しできるような熟度のものにはなっておらず、現段階で計画案には盛り込んでいない。

介護報酬の改定は、これまで常にデフレ基調下で実施されてきたが、今回はインフレ基調下であり、また物価高騰に加えて他産業での賃金の上昇という局面もある中で、介護サービス従事者の賃金をどうしていくのかが大きな要素になる。制度改正については、年末までに結論を出すとされているため、次回の専門分科会においては介護保険料を含めた計画案をお示ししたいと考えている。

○委員

事務局より説明のあった計画案について、承認とさせていただいてもよろしいか。あと文面や皆様にご議論いただいた点については、分科会長一任とさせていただいてもよろしいか。

(委員承認)

【報告事項】

① 高齢者虐待対応ワーキンググループの新設

○委員

虐待対応ワーキンググループの内容は、情報公開されるのか。ケアマネジャーも虐待防止のために勉強したいと思っているので、事例検討した場合なども、議論の内容は是非公開してほしい。

○事務局

ホームページで、公開予定である。

○委員

高齢者、子どもの虐待も含めて家族間の事件が多い。その対策が重要だと思う。隣近所の人が様子がおかしいと思ったら、そのことを警察や行政に発信できるようにすることが大事だと思う。例えば子どもの虐待だと、一度自宅に帰宅させた後も定期的に状況確認する制度をつくるべきだと思う。そのことを義務化して、権利を制限することが必要ではないか。

○事務局

高齢者虐待については、あんしんすこやかセンター等も含めて各区で対応している。通報があれば、区とあんしんすこやかセンターの職員が事実確認、調査を始め、安心安全な生活が確保できるような支援を進めている。家族の中で高齢者の安全を脅かしている状況にあれば、高齢者虐待防止法に基づく行政権限として分離させる場合もある。ただ、虐待があったからすぐに分離ということではなく、支援によって虐待の状態が解消見込める場合は、支援により対応していくことになる。また、場合によっては、警察と区とあんしんすこやかセンターが情報共有・連携して一緒に入ることもある。ワーキンググループを設立し、事例検証をおこない、虐待の未然防止や周知を広げていくための体制づくりの場としていきたい。

○委員

少し要注意という事例も、地域ケア会議等でもあがってくる。要フォローの方に関してリストを作って定期的に管理していく、ということで良いか。

○事務局

各区であんしんすこやかセンターから相談のある心配なご家庭等については、虐待に至らないまでの段階でも報告をいただき、あんしんすこやかセンターで経過を観察していく。また、虐待認定になったご家庭についても、定期的に支援会議を実施して現状と今後必要な支援等について適宜関係者が集まって経過をみている。支援が長くかかるケースもあるが、それについても常に把握・対応している。

○委員

市にも報告があり、市による助言や支援を行っていただけるのか。

○事務局

実際の対応は、区の実働部隊が行う。市では、現状を把握して施策を検討実施や全市的な広報を行う。各区の実態に応じた施策の展開や広報、虐待については、高齢者・子ども・障がい者も早期発見・早期対応、その後のケアが非常に大切になるので、そういったことを市で調整していく。

○委員

虐待ワーキンググループは年に1回その年の報告を活動の目的としているのか。虐待事案に関しては、もっと瞬時に検証ができる段階で検証をし、再発防止や未然の防止につなげていくような対応が必要ではないか。必要に応じて開催とするのか。

重篤な事案に対する事後検証は、このワーキンググループ以外に検証チームができるのか。それとも、再発・未然防止の政策につながるような検討をするワーキンググループになるのか。

○事務局

定例的に予定しているのは年に1回だが、重篤な事件についてはその検証委員会を立ち上げて検証していく。イメージとしては、死亡事件事案等重篤な事例については事後

検証を行う、臨時的な組織を立ち上げる、もしくはその都度立ち上げる、開催をする、と受け取ってもらえればと思う。

【報告事項】

② 総合事業サービスワーキンググループ

③ 地域ケア会議の状況

○委員

地域ケア会議の参加に関して、1職種1名といわれることが多い。今、地域に向かって非常に関心が高まっており、薬剤師会、地域の薬局が数多く参加したいと手あげしている状況である。その中で、例えばあんしんすこやかセンターからの指定があったり、薬剤師会からの指定で1薬局の参加に絞ったりしているが、参加人数の規定はあるのか。

○事務局

地域ケア会議については、特に参加人数の規定は設けていない。協議する議題によって職種を設定することはあり得る。薬剤師会からご参加いただけるということなので、あんしんすこやかセンターと共有して今後も参加していただけるよう取り組んでいきたい。

○委員

令和5年から複合的な課題を抱える世帯に対して専門的支援をする支援課を設置したとのことだが、直接支援課に相談電話がつながるのか。支援課において、課題に対する対策を考えるのか。

○事務局

ひきこもり支援室やこども・若者ケアラー相談・支援窓口が直接相談を承る。複合的な課題については現在取組を進めている段階で、それを踏まえた施策化や既存の施策を利用した対応を検討するセクションと位置づけられている。相談をどのような形で受けていくか、併せて考えていきたい。

○委員

私はほとんど自分の地域の地域ケア会議は出席していて、非常に重要だと考えている。例えば 75 センターあるとして、他の 74 センターはどのように活動しているのか、具体的なところがわかりにくい。いろいろな問題があるが、それをどのように解決していったのか共有できるようになっているのか。課題解決の成功事例を教えてもらえるような機会をつくってもらいたい。

○事務局

76 センターの地域ケア会議には、企画段階から区も関与している。区で各センターの課題をとりまとめ、地域ケア会議を開催している。その中での課題解決に向けた議論や成功事例に至ったものについて市に報告してもらい、この専門分科会で報告させていただく流れになっている。

○委員

学習支援に関しては区の支援を受けているが、高齢者のつどいの場への支援はあるのか。せめて集会所の使用料ぐらいは行政で支援できないか。

○事務局

つどいの場支援事業があり、具体的にはつどいの場の会場使用料等の費用を補助する支援事業をしている。ただし、月 1 回以上の開催、決まった方ではなく広く住民に参加していただけるものであることや、代表者を決めていただく等、要件がある。区の社会福祉協議会が申請窓口になっているので、そこの生活支援コーディネーターにご相談いただきたい。

○委員

他にご意見がないようなので、これで 2023 年度第 1 回介護保険専門分科会を終わらせていただきます。

VII 閉会